

住民税・所得税・復興特別所得税の申告

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

☎国税相談専用ダイヤル (☎0570-00-5901)
※音声案内に従い、「0」番を選択した後、用件を話してください。

- 文化センター3階申告会場で必要な主なもの**
- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・寄附金の控除証明書または領収書
 - ・医療費控除の明細書
 - ▶ 筆記用具と計算器具
 - ▶ (公金受取口座を登録または利用される人のみ) マイナンバーカードの写し、または番号確認書類と身元確認書類の写し
 - ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※身元確認書類=運転免許証や公的医療保険の被保険者証など
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキ (お持ちの人のみ)

住民税(市・府民税)の申告

☎税務課市民税係 (☎983-1113、2164)
住民税の申告が必要な人
・令和6年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和5年に所得(収入)があった人など

申告に必要な主なもの
▶ 前述「所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告」の「文化センター3階申告会場で必要な主なもの」のとおり
※マイナンバーカードは原本でも可(郵送の場合は写しを同封)

住民税の申告が不要な人
▶ 所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人
▶ 収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人
▶ 令和5年中に所得がなかった人
※令和6年度の非課税(所得)証明書が必要な人は申告が必要です。このほか、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合は、必ず申告してください。
※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

例年、確定申告会場は大変混雑することが予想されます。そのため、税務署ではご自身のスマホやご自宅等のパソコンを利用して申告ができるe-Tax(電子申告)の利用を推奨しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(左記のQRコードからアクセス可)の画面案内に沿って入力すれば、税額等が自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などが簡単・便利に作成でき、その申告書等はe-Taxで提出できます。



作成した申告書等を書面で提出する場合は「大阪国税局業務センター阪神分室」(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3-11-46)へ直接郵送してください。

住民税の申告は郵送による提出も可能ですが、申告書の作成が困難な人は、申告会場ほか市役所2階税務課市民税係までご相談ください。

インターネットや郵送による提出にご協力を!

税の申告相談会場のご案内

※今年は2の申告会場の場所を変更しています。

1 宇治税務署

☎手続等に関するもの=国税相談専用ダイヤル (☎0570-00-5901)
☎申告会場の開設に関するもの=宇治税務署 (☎0774-44-4141)

| 開催日程 | 場 所 | 時 間 | 申告の種類 |
|------------------------|-------------|-------------------------|--|
| 3月15日(金)まで ※土・日を除く。 | 宇治税務署 1階 | 相談受付時間 午前9時～ 午後4時 | ▶ 土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、贈与税や相続税等の申告 |

※入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は国税庁公式LINEで事前発行および同会場当日発行します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。
※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。
※原則、会場ではご自身でスマホまたはパソコンの操作をお願いしています。
※筆記用具や計算器具は用意していないため、ボールペンや電卓等を持参してください。
※税務署ではコピーサービスを行っていないため、控えが必要な場合は、事前にコピーをお願いします。

2 市職員による申告相談会場

☎税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

| 開催日程 | 場 所 | 時 間 | 申告の種類 |
|------------------------|-------------------------|--|---|
| 3月15日(金)まで ※土・日を除く。 | 市役所税務課 市民税係(2階22番窓口) | 午前8時30分～ 午後5時15分 | ▶ 住民税(市民税・府民税)申告 |
| | 文化センター 3階 | 受付時間 午前9時～ 午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時 | ▶ 住民税(市民税・府民税)申告 ▶ 簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみ対応となるため、相談・受付できる種類が限られます。 |

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。
※混雑状況により、長時間の待機や、早めに受付を終了する場合があります。
※筆記用具や計算器具を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場はご遠慮ください。
※駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関でお越しください。

| 車 種 | 問い合わせ先 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車125cc以下 (特定小型原動機付自転車を含む) ● 農耕作業用自動車 (トラクター等) ● 小型特殊自動車 (フォークリフト等) ● ミニカー | <p>【廃車手続きに必要なもの】 ナンバープレート、本人確認書類(代理人が手続きを行う場合は委任状と代理人の本人確認書類)、標識交付証明書(なくても可) ☎市役所税務課市民税係 (☎983-1113、2164)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 二輪の小型自動車 (総排気量250cc超) ● 二輪の軽自動車 (総排気量125cc超250cc以下) | ☎京都運輸支局 (☎050-5540-2061) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 三輪または四輪の軽自動車 | ☎軽自動車検査協会 (☎050-3816-1844) |

バイク等の譲渡・廃車は3月末までに手続きを

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあつたら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、3月末までに廃車手続きを完了してください。譲渡や解体などを行った場合も同様の手続きが必要です。
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に軽自動車を所有する人に課税されるため、4月2日以降に廃車等をされても、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めることとなります。該当する人は3月末までに手続きをお願いします。

☎税務課市民税係 (☎983-1113、2164)